

平成28年9月定例会 総務委員会（事前）

平成28年9月21日（水）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時45分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②③④）

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第5号 徳島県長期継続契約に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 徳島県税条例の一部改正について
- 議案第22号 平成27年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第28号 上告の提起及び上告受理の申立てに係る専決処分承認について
- 報告第1号 平成27年度決算に係る健全化判断比率の報告について
- 報告第3号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 再就職状況について（資料⑤）
- “よってみんなで県庁” 県民サロン（仮称）の創設について（資料⑥）

大田経営戦略部長

9月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成28年9月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案28件及び報告5件であります。

その内訳は、予算案が第1号及び第2号の2件、条例案が第3号から第10号までの8件、負担金議案が第11号から第17号までの7件、契約議案が第18号から第20号までの3件、その他の議案が第21号及び第28号の2件、決算認定議案が第22号から第27号までの6件、報告につきましては、第1号から第5号までの5件となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案といたしましては、教育委員会委員に係る人事案件につきまして、閉会日に提出させていただきたいと考えております。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。

まず、予算案につきまして、お手元に御配付の平成28年度9月補正予算（案）の概要を

御覧いただきたいと存じます。

1 ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、熊本地震を踏まえた防災・減災対策の更なる強化や国の経済対策に速やかに呼応した対策の展開など、重要な課題に迅速かつ効果的に対応するため、三つの視点に立って編成いたしました。

一つ目は、（1）に記載のとおり、中央構造線活断層帯・直下型地震を迎え撃つ対策の強化や避難所等の更なる機能強化などの安全・安心対策の推進。

二つ目の（2）は、国の未来への投資を実現する経済対策に呼応し、二十一世紀型のインフラ整備や、災害対応の強化等の公共投資への取組などの経済・雇用対策の推進。

三つ目の（3）は、東京一極集中を是正するための消費者庁等の徳島移転に向けた施策の展開や、阿波藍をはじめとした、あわ文化の魅力発信などの大胆素敵とくしまの実現、これらの施策に取り組むこととしております。

また、補正予算の規模といたしましては、3の9月補正予算規模にお示ししておりますとおり、一般会計で、182億4,149万7,000円、流域下水道事業特別会計で、5,050万円、合計では、182億9,199万7,000円となっております。

資料2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります。上段の（1）に記載のとおり、分担金及び負担金から県債におきまして、補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、下段の（2）に記載のとおり、総務費から衛生費、及び農林水産業費、並びに土木費から教育費まで、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、1枚ものの提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして御説明いたします。

第3号の条例改正につきましては、旅館業法施行令の一部が改正されたことに鑑み、簡易宿所営業施設の構造設備の基準を緩和するものであります。

第4号の条例改正につきましては、県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大するものであります。

第5号の条例改正につきましては、県の事務事業における業務内容の多様化や外部委託の進展等に鑑みまして、長期継続契約を締結することができる契約の対象を拡大するものであります。

第6号の条例改正につきましては、身体障害者等に対する自動車取得税及び自動車税の減免措置等について、減免することができる額の上限を定めるとともに、減免の対象及び申請手続について所要の改正を行うものであります。

第7号の条例制定につきましては、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する基本方針の策定、その他必要な事項を定めることにより、県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図り、もって将来の県民に良好

な環境を継承するため、条例を制定するものであります。

第8号の条例改正につきましては、小規模企業が地域経済の安定化に果たす役割の重要性、並びに小規模企業者の事業の持続的発展、及び小規模企業の成長発展を図る必要性に鑑み、小規模企業の振興に関する施策を一層推進するものであります。

第9号の条例改正につきましては、警察法施行令の一部が改正され、警察本部の内部組織の基準が改められたことに伴い、警務部の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関することを加えるものであります。

第10号の条例改正につきましては、道路交通法等の一部が改正されたことに伴い、準中型自動車免許に係る運転免許試験等の手数料を定めるとともに、高齢者講習等の手数料の額を改めるものであります。

第11号から第17号までは、平成28年度の県営事業に対する受益市町村負担金につきまして、地方財政法第27条第2項などの規定に基づき、議決をお願いするものであります。

第18号の変更請負契約につきましては、工事内容の見直しなどから、契約金額について変更を行うものであります。

第19号の工事請負契約につきましては、契約金額が、9億7,740万円、契約の相手方は、島谷建設・北島建設・平山建設徳島阿波おどり空港増築他工事のうち建築工事共同企業体となっております。

第20号の工事請負契約につきましては、契約金額が、14億4,936万円、契約の相手方は、島谷建設・鳳建設・平山建設徳島県立阿南工業高等学校改築工事のうち建築工事共同企業体となっております。

第21号の地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第2期中期目標の策定につきましては、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第2期中期目標を定めるに当たり、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、議決をお願いするものでございます。

第22号につきましては、平成27年度徳島県一般会計歳入歳出決算、並びに各特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

第23号につきましては、病院事業会計の平成27年度決算の認定を、第24号から第27号につきましては、企業局の各会計に係る平成27年度剰余金の処分及び決算の認定をそれぞれお願いするものです。

第28号の上告の提起及び上告受理の申立てに係る専決処分の承認につきましては、不利益処分取消、損害賠償請求控訴事件の上告及び上告受理の申立てについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものであります。

続きまして、報告案件であります。

報告第1号、平成27年度決算に係る健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政状況を判断する指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を、監査委員の意見を付し、報告するものであります。

報告第2号、平成27年度決算に係る資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業の財政状況を判断する指標として、資金不足比率を、監査委員の意見を付し、報告するものであります。

報告第3号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、10件で、合計金額は、218万3,436円となっております。

報告第4号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、12件で、合計金額は、178万2,000円となっております。

報告第5号、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成27年度に係る業務の実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、徳島県鳴門病院の業務の実績に関する評価結果を報告するものであります。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を説明申し上げます。

お手元の総務委員会説明資料により、その概要を説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案1件、条例案2件、決算認定議案1件、その他の議案1件、報告2件でございます。

1 ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、（1）歳入歳出予算の、アの総括表の一番下、総計欄の左から二つ目でございますが、今回の補正額が40億950万円でございます。

補正後の合計額は、その右隣の記載のとおり、諸局を含めまして、1,276億2,585万5,000円となっております。

2 ページをお開きください。

イの課別主要事項について、御説明申し上げます。

財政課におきまして、基金の積立金の補正を計上しております。

3 ページを御覧ください。

管財課におきまして、本庁舎等の維持管理に要する経費の補正を計上しております。

4 ページをお開きください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、内容につきましては、記載のとおりでございます。

5 ページを御覧ください。

2のその他の議案等についてでございます。

5ページから6ページまでの（1）条例案2件につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

7 ページを御覧ください。

（2）平成27年度徳島県一般会計歳入歳出決算、並びに各特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、認定をお願いするものでございます。

続きまして、（3）専決処分の承認についてでございますが、上告の提起及び上告受理の申立てに係る専決処分の承認をお願いしております。

平成24年4月の定期人事異動を不服とする、不利益処分取消及び損害賠償請求に係る控訴審判決が、本年7月21日に言い渡されましたが、県といたしましては、当判決を不服として、去る8月3日に、地方自治法第179条第1項の規定により上告の提起等について専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

（4）平成27年度決算に係る健全化判断比率の報告についてでございますが、こちらに記載しておりますのは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づく、平成27年度決算に係る健全化判断比率でありまして、今議会で監査委員の意見を付して、報告させていただくものです。

まず、左から見ますと実質赤字比率、次の連結実質赤字比率については、共にバーと記載のとおり、赤字額は発生しておりません。次の実質公債費比率は16.7%、そして、右端の将来負担比率は180.4%となっております。

それぞれの比率の下、括弧内の数値は、早期健全化基準いわゆる黄色信号に当たる基準比率でございます。

仮にこの基準を超えた場合、自主的な改善努力による財政健全化を求められることとなりまして、財政健全化計画を策定し、議会での議決等が義務付けられますが、本県の比率は、この基準をクリアしております。

なお、監査委員の意見書を別に御配付させていただいております。

9ページを御覧ください。

（5）専決処分の報告についてでございますが、アの、職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分につきましては、9ページから10ページ記載の7件、合計123万6,003円でございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点、御報告申し上げます。

退職職員の再就職状況についてでございます。平成27年度に退職した、正課長級以上の職員に関する再就職先等の状況につきまして、お手元の資料1のとおり、公表することといたしましたので報告いたします。

以上で、経営戦略部関係の御報告を終わらせていただきます。

どうぞ、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

朝日監察局長

続きまして監察局から、“よってみんなで県庁”県民サロン（仮称）の創設について御報告させていただきます。

お手元の資料2を御覧ください。

まず、1の概要でございます。県庁1階の県民サービスセンターは、今年で30年を迎えることから、県民が集い、県民とともに「一歩先の未来」を創造する場づくりをコンセプトに、県民の皆様からのアイデアを踏まえ、平成29年度早期オープンを目指して、リニューアルいたします。

次に、2の施設概要につきましては、四つの基本方針により、整備を進めてまいります。

まず、（1）利便性の高い開かれたスペースといたしまして、キッズスペース、県民作品の展示スペースや、正面玄関側の自動ドアなどを設置いたします。

（2）県民目線での充実したサービスの提供では、県民広聴窓口と情報公開窓口の一元化を行うとともに、（3）県産材や県産品の活用など「徳島らしい」空間では、県産材を活用した内装やローカウンターの設置、LED関連製品や藍染めを活用した空間づくりを進めてまいります。

また、県民の皆様の防災意識の更なる向上を図るため、県産材を活用した耐震シェルターを展示いたします。

（4）効果的な情報提供スペースにつきましては、4Kテレビ、4K映像の活用、県民ホールと連携した効果的な情報発信を行いたいと考えております。

次に、3の今後の予定でございます。工事着手については、現在のところ10月下旬を予定しており、来年1月には、愛称を募集し、平成29年度の早期にオープンしたいと考えております。

なお、県民広聴・情報公開窓口につきましては、スペースは縮小いたしますが、県庁1階の県民サービスセンターで業務を行うこととしております。

工事期間中は、御不便をおかけいたしますが、今後、より多くの皆様に御利用いただける県民サロンを目指し、整備を進めてまいります。

監察局からは、以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### 南委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 山田委員

私の方から、議案第28号の、先ほども報告があった件で聞いておきたいのですけれども、県の女性職員の人事訴訟というふうに銘を打たれて、県に10万円支払い命令ということで、精神的苦痛に対する慰謝料の支払を命じたという中身になっています。この新聞報道では、県の監察局は判決文が届いていないので今後内容を精査した上で対応を検討したいと、こういうふうなコメントも付けられています。これは議案なので、我々の方もこれをどうするかというのは判断が要るので、この経過、簡潔にどういうふうにご検討されてこういうふ

うになったのかということについて、お伺いします。

#### 梅田経営戦略部次長

専決処分について御質問を頂いております。本訴訟事案につきましては、平成24年7月2日に本県職員が平成24年4月1日付定期人事異動を不服として行政事件訴訟法及び民事訴訟法に基づく訴えを提起したものでございます。

請求の趣旨につきましては、本県職員に対して平成24年4月1日付でした転任処分を取り消すことを求める不利益処分取消請求、それから、徳島県は原告に対し100万円及びこれに対する遅延損害金を支払うことを求める損害賠償請求がなされたわけでございますけれども、これに対しまして一審の地方裁判所判決では原告の請求をいずれも棄却し、県が全面勝訴したものでございます。これに対しまして、原告は地方裁判所判決の取消しを求めまして高等裁判所に提訴し、先ほど御説明いたしましたとおり、二審の高等裁判所判決が本年7月21日に言い渡されまして、不利益処分を取り消す請求事件につきましては控訴が棄却され、県が勝訴しました。損害賠償請求事件については地方裁判所判決が一部変更され、県は控訴人に対し金10万円及びこれに対する遅延損害金を支払い、それ以外の控訴人の請求は棄却するとされたものでございます。

これに対しまして、本年8月3日、高等裁判所判決のうち県の敗訴部分を破棄し、更に相当の裁判を求めることで上告の提起、及び上告受理申立てを行ったものでございます。

#### 山田委員

今言われたのは大体、新聞報道でわかっておるのだけれども、言いにくいところもあるだろうけれども、やっぱり議会なのできちっと報告を。特に、任命権者が、女性が公益通報したことを能力についての消極的要素として考慮した、認定したことについて、これが県については事実認定と違う、こういうことが対決になっているという理解でいいんですか。

#### 梅田経営戦略部次長

先ほど委員からお話のありました損害賠償事件でございますけれども、これについては刑事告発等の事実を控訴人に不利益に考慮したことというのが公益通報者保護法の趣旨に基づき、適用すべき地方公務員法に違反性があり、慰謝料10万円及び遅延損害金の支払を求める限度で理由があるということになっております。この刑事告発等の事実といたしますのがわいせつ物陳列罪、証拠隠滅罪で、大阪府警に刑事告発するということとともに、刑事告発の事実を新聞社に情報提供したというところでございます。

これにつきましては、わいせつ物陳列罪に係る部分については公益通報に該当し、その部分を係長への昇任の能力実証において消極的要素として考慮したことが違法とされたこととございまして、この部分について争うというところでございます。

山田委員

この点については、今の答弁を含めて更にいろいろ調べていきたいと思うのですが、これ、県の監察局はこの問題については全く関係していないのですか。

近藤監察局次長

山田委員の御質問でございます。この事件につきまして、控訴人であります女性職員が、監察局の職員が公益通報の事実を漏えいするなど、公益通報を適切に取り扱わなかったということで、監察局の対応が違法であるというふうに訴えております。通報事実を漏えいするといったことは公益通報制度の根幹に関わることでございまして、県としては全くの事実無根である旨を主張しておりましたところ、先の高等裁判所判決でも一審の判決と同様に監察局の職員の対応に違法はなかったということで、県の主張が認められたものと認識いたしております。

山田委員

経過については今の発言で、何となくわかったような感じがします。

さらに、もう1点だけ時間の関係で聞いておきたいと思います。

県税条例の一部改正の税務課関係の身体障害者に対する自動車取得税等の件なのですが、端的に、もう内容は結構ですから、全国でこれは上限が規定されている県とされていない県があると思うのですが、それは何でそんなことになったのか。また、今回、県の方がその上限を設定するということになったのですが、それについてはどういう趣旨のもとで行われるのかということについて、お伺いします。

小林税務課長

山田委員の方から全国の状況、こちらについて御質問がございました。まず、上限設定につきましては、全国の状況でございますけれども、27都府県が上限設定をしております。そのうち、今回自動車取得税の分、それから自動車税の分でそれぞれ規定させていただいておりますけれども、自動車取得税につきましては取得額300万円、これについては14都府県、そして、自動車税につきましては上限を4万5,000円と原則にさせていただいておりますけれども、こちらの方につきましては21都府県が上限設定をしておるという状況でございます。

この改正の経緯について簡単にということですが、この度の改正につきましては、身体障害者の方に対する自動車取得税、それから、自動車税の減免措置等、これは既にご覧いただけますけれども、この措置について一般納税者の方との税負担の公平を図るため、減免をすることができる額の上限を定めるとともに、減免の適正な実施及び減免の申請をするなどの負担の軽減、こちらを利便性の向上を図るという観点から、減免の対象及び申請手続について所要の改正を行わせていただきたいということで、条例を提案させていただきました。

古川委員

1点だけ教えてください。

今回、長期継続契約、これの契約対象を拡大する改正の議案が出ていますけれども、今、この長期継続契約の実態を教えてください。

篠原管財課長

長期継続契約の現状の御質問かと思われませんが、これにつきましては、一つは庁舎関係の維持管理関係業務で、知事部局、あるいは病院局、教育委員会等、全県的に清掃でありますとか警備、それから設備管理などの業務を対象にいたしまして、現在66施設におきまして計約100業務の長期継続契約を適用しておるという状況でございます。

それから、物の借入れですけれども、OA機器の借入れ等の業務、これにつきましても、これも全県的に申し上げますと、約200業務に長期継続契約が適用されているという状況に現在ございます。

古川委員

こういう長期契約も大事だと思うんです。どんどんやっていただいて、もっと事務的に簡素化もしていただきたいし、毎年毎年契約できるまで業務ができなかったら請負者の方も大変だと思うので、どんどんやってほしいなと思うのですが、庁舎管理の部分では何年ぐらいの契約ですか。

篠原管財課長

長期継続契約の適用の際の期間という御質問であろうかと思いますが、二つございまして、例えば、物を借り入れる、そういった場合には、その物の耐用年数等も考慮しまして、最長5年を限度に、それ以内で契約をします。ただ、契約をする場合におきましては、個々の契約の性質、あるいは内容等、こうしたことを踏まえて、その限度の期間内で設定をすることにしております。

それから一方で、役務の提供を受ける、物を特に要しない、サービスの提供を受けるようなもの、これにつきましては3年間を限度にして、それ以内で契約を締結するというふうに運用をいたしております。

古川委員

役務の方は3年限度で、実態は3年でやっている。

篠原管財課長

契約全てが3年ちょうど、あるいは5年ちょうどということではなからうと思います。ちなみに、管財課の方で執行しておる契約につきましては役務につきましては3年と、そ

ういうふうな運用をしております。

#### 喜多委員

先ほど、実質公債費比率ということで16.7%、長年私も、できたらこれを起債許可団体から外れてほしいなど切望しておったわけでございますけれども、それが今年度の発表で改善されたということでございます。本当にほっとしておる1人でございますけれども、できましたらこの起債許可団体にいつ頃なって、どんな推移をしていたかということをお尋ねいたします。

#### 岡本財政課長

喜多委員より実質公債費比率につきまして御質問を頂いたところでございます。実質公債費比率につきましては、実質的な公債費が自治体の財政規模に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標でございまして、数値が高いほど公債費の負担が大きくなっているということを意味するものでございます。この指標につきましては、平成18年度、地方債協議制度のスタートに併せて導入されたところでございます。実質公債費比率が18%以上となった場合には、県債の発行に当たりまして、公債費負担適正化計画を策定し、総務大臣の許可を得ることが必要となるところでございます。

本県におきましては、いわゆるバブル経済の崩壊以降、実行されました国の経済対策に呼応した事業の実施のため、多額の県債を発行した結果、平成21年度の実質公債費比率が19.0%となり、起債許可団体となっていたところでございますけれども、これまでの財政構造改革の取組によりまして、平成24年度の21.4%をピークにそれ以降、4年連続の減少となりまして、現行の財政構造改革基本方針に掲げておりました平成28年度までに18%未満という目標をこの度、達成をしたというところでございます。

今年度の起債より、総務大臣の許可は不要となり、起債許可団体からも脱却するということでございますけれども、依然として本県の実質公債費比率は、全国的に見て高いという水準でございますので、引き続き健全財政のための取り組みを進めまして、強靱でしなやかな財政基盤の確立を図っていききたいというふうに考えてございます。

#### 喜多委員

ほかの県が、どんな状況になっているのか、もしわかったら結構ですけれども、どのぐらいの団体がまだ起債許可団体であるか。

#### 岡本財政課長

ほかの団体の状況というところでございます。今回、平成27年度決算に係る指標という御報告をさせていただいておるところでございますけれども、全国の状況、まだ本県と同じようにそれぞれ数字を計算して報告をしているという段階で、出そろっておりませんので、平成26年度の数字ということでございます。本県、昨年度の数字ですと18.9%という

ことをごさいますして、これが全国ワースト4位ということをごさいました。本県はワースト4位というところで、昨年度の数字で起債許可団体というものは本県も含めて4団体という状況をごさいます。

喜多委員

ちなみに、どこの県か、言ってもいいのだったらお願いします。

岡本財政課長

実質公債費比率の他県の状況、平成26年度をごさいます。北海道、岩手県、大阪府に続いて本県はワースト4位という状況をごさいました。

喜多委員

これをとりあえず脱却したということで、本当に御努力に敬意を表したいと思います。

それと、監査委員の意見書ということで、今後も公債費の縮減に努め、収支均衡のとれたということを書いておりますけれども、公債費の推移というか、暦年度でなくても結構ですけれども、最近、どのぐらい減っているのか。

岡本財政課長

公債費の推移ということで御質問を頂いてごさいます。本県の公債費をごさいますけれども、一般会計の決算ということで平成20年度に912億円でピークになってごさいますして、それ以降、減少が続いてきたという状況をごさいます。

実質的な地方交付税であります臨時財政対策債を除いたものでごさいますと、平成19年度の公債費をごさいますけれども、831億円でピークに減少を続けてきているという状況をごさいます。

喜多委員

去年はどんなものですか。

岡本財政課長

昨年度の数値をごさいます。臨時財政対策債を除いたものが598億円で、臨時財政対策債も含めた公債費をごさいますと805億円という状況をごさいます。

喜多委員

それと、財政調整基金の積立てということで、今年度も挙げられておりますけれども、それは累計でどのぐらいの積立てができていますのか。

岡本財政課長

財政調整基金について御質問を頂いたところでございます。今回の9月補正で40億円の積み戻しをお願いしておるところでございます。その積み戻しをした後の金額で申しますと、残高の方は131億円という状況でございます。

喜多委員

この財政調整基金もしっかり頑張ってください。実質公債費比率、公債費も縮減にこれからもせっせと努めてほしいなということを要望しておきたいと思います。また付託委員会で聞かせていただきたいと思います。

南委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時21分）

